

農山漁村振興交付金実施要領（案）

制定 平成28年4月●日 ●農振第●号

第1 趣旨

農山漁村振興交付金の実施については、農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月●日付け●農振第●号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業内容等

実施要綱第2の1の（2）に掲げる交付対象事業の事業内容、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、次のとおりとする。

1 都市農村共生・対流及び地域活性化対策

農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の活動計画づくり並びに手づくり活動、意欲ある都市の若者等の地域外の若者を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用及び優良事例の情報受発信その他の地域資源を活用する取組を支援する事業をいい、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、別紙1及び別紙2において定めるものとする。

2 山村活性化対策

特色ある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援する事業をいい、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、別紙3及び別紙4において定めるものとする。

3 農山漁村活性化整備対策

都道府県又は市町村が作成した定住・交流促進のための計画の実現に向けて必要な農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援する事業をいい、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、別紙5及び別紙6において定めるものとする。

第3 農山漁村振興推進計画

1 農山漁村振興推進計画に記載する内容

実施要綱第3の農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）に記載する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 地域、事業実施主体等の概要
- (2) 地区の現状・課題
- (3) 地区の将来像
- (4) 取組
- (5) 目標（定量的指標数値）
- (6) その他事業実施に必要な事項

2 農山漁村振興推進計画の様式

振興推進計画は、別添●の様式により策定するものとする。ただし、実施要綱第3の

規定により山村振興計画又は活性化計画を策定する場合の様式については、それぞれ別紙3及び別紙4又は別紙5及び別紙6に定めるところによるものとする。

3 農山漁村振興推進計画の提出

都道府県又は市町村等が振興推進計画を国に提出するに当たっては、交付対象事業ごとに別紙1から別紙6までに定めるところにより、提出するものとする。

第4 助成

実施要綱第4の振興推進計画に基づく交付対象事業の実施に要する経費は、交付対象事業ごとに別紙1から別紙6までにより定めるものとする。

第5 事業実施結果の評価

実施要綱第5による交付対象事業に係る事業実施後の評価等については、交付対象事業ごとに別紙1から別紙6までに定めるところにより実施するものとする。

第6 交付金交付決定前の着手（着工）

- 1 交付対象事業の着手（着工）は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受け行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手（着工）する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した農山漁村振興交付金交付決定前着手（着工）届を提出するものとする。
- 2 農山漁村振興交付金交付決定前着手（着工）届の提出に当たっての様式は、別添●を参考とするものとする。

附則

- 1 この要領は、平成28年4月●日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要領（平成25年5月16日付け25農振第394号農林水産省農村振興局長通知）
 - (2) 農村集落活性化支援事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第1906号農林水産省農村振興局長通知）
 - (3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）
 - (4) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）
- 3 2に掲げる通知によって平成27年度までに事業に着手した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。